

国際大会強化指定選手規程

一般社団法人日本身体障がい者水泳連盟
2013年4月8日制定・施行
2014年11月28日一部改正
2015年11月28日一部改正
2016年12月9日一部改正
2017年12月1日一部改正

(目的)

第1条 4年に一度開催されるパラリンピック大会等で日本チームが最高の競技力を発揮することを目標に、強化指定選手合宿への参加、指定する国内大会への出場、国際大会派遣などの機会をつくり、競技力の向上を図るとともに、選手の様々な障害の状態を理解し合い、限られた体制の中でより良いコーチングとケアができるチームづくりを目指すことを目的とする。

(対象)

第2条 対象者は次の項目のすべてを満たす者とする。

- (1) 一般社団法人日本身体障がい者水泳連盟（以下「J P S F」という。）会員登録者であること。
- (2) ステータス J R以上のクラスを持っていること。
- (3) 国際パラリンピック委員会（以下「I P C」という。）ライセンス登録の意思があること。
- (4) 健康上の問題がなく、競技水泳を行う上で心身ともに適した状態であること。
- (5) トップアスリートとして、礼儀と規律を遵守し、日本の代表となり得ること。
- (6) 世界パラ水泳連盟（以下「W P S」という。）公認及び J P S F 主催・公認長水路大会の記録が別表の標準記録を突破していること。

(強化指定選手の決定等)

第3条 強化指定選手の決定等は次による。

(1) 強化指定選手の決定

- ① 前条第6号の基準に達している者から申請の後、強化指定選手選考委員会（以下「選考委員会」という。）において審査し、決定する。
- ② 決定は毎年1月1日付で行い、同年12月31日まで有効とする。
前年の1月1日から11月30日までの記録に基づいて、別に定める日までに申請があった者を審査し、決定する。ただし、追加の審査・決定を妨げない。
- ③ 指定された選手は J P S F 強化指定選手として登録される。
- ④ 強化指定選手の決定にあたっては、練習状況や健康状態などがわかる資料等の提出を求め、選考合宿等の状況等を参考に決定する。

(2) 強化指定選手の人数

強化指定選手数は、予算など諸条件を勘案し選考委員会での都度決定する。

(3) 強化指定選手の取り消し

① 強化指定選手には、医学的チェック、クラスチェックを随時実施し、医学的問題（ドーピング問題含む。）やクラス変更が生じた場合は指定を取り消すことができる。

② 強化指定選手の遵守事項を守らなかった場合は指定を取り消すことができる。

（指定のランク）

第4条 指定のランクは次によるものとし、ランクにより参加できる事業等は、事業ごとに定める。ただし、WPS公認の国際クラスがない選手は、暫定的に1ランク下げることがある。

(1) S指定 別表による標準記録を突破した者

(2) A指定 別表による標準記録を突破した者

(3) B指定 別表による標準記録を突破した者

（強化指定選手の遵守事項）

第5条 強化指定選手は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。遵守できない場合は、書面によりその理由を申し出て、承認を得なければならない。

(1) 強化合宿への参加

(2) 指定された国内及び国際大会への参加

(3) 指定された連盟主催等行事への参加協力

(4) マスコミなどから取材がある場合の事前届出

(5) 自己競技力向上プランの定期的な置き換え及び練習状況の報告

(6) 健康など医学的状況変化の報告

(7) アンチ・ドーピングに関する規程

(8) IPC、WPS、JPSF、国際水泳連盟（FINA）、日本水泳連盟等の規則、特にJPSF競技者資格規程が適用されるので留意すること。

（費用負担）

第6条 費用負担は次による。

(1) 合宿や国際大会にかかる参加費用は原則個人負担とする。但し、寄付や助成があるときは軽減されることがある。

(2) JPSF強化指定選手登録費は、JPSF常務理事会で決定する。

（選考委員会）

第7条 選考委員会の設置は次による。

(1) 委員会に、次の委員を置く。

委員長 1名

副委員長 1名

委員 5名以内

(2) 委員長には、技術委員会委員長を充てる。

(3) 副委員長は、委員長が指名する。

(4) 選手選考委員は、次に該当する者から選出し、理事長が委嘱する。

① 本連盟理事

② 技術委員会委員

③ 医師など学識経験者

- (5) 委員の任期は、連盟役員等の任期を準用し、再任を妨げない。
- (6) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、委員長が招集して、その議長となる。
- (7) 委員会は、委員会構成委員現在数の3分の2以上が出席しなければその議事を開き決議することはできない。ただし、当該議事についてあらかじめ書面等で意思を表明した者は、出席者とみなす。
- (8) 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。
- (9) 選手強化担当は、会議に出席して意見を述べることができる。
- (10) 委員長が必要と認めたときは会議に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

附 則

この規程は、平成25年4月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年11月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月9日から施行する。

附 則

この規程は、2017年12月1日から施行する。

常務理事会決定事項（平成28年12月9日）

国際大会強化指定選手規程第6条第2号に規定する登録料はIPCライセンス登録料を含み年間2万円とする。

（参考）以前の決定事項

平成25年4月8日常務理事会決定：登録料はIPCライセンス登録料を含み年間1万円